必要書類チェックリスト（法人用）

あなたの農地法第３条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「○」とある書類がすべてそろっているか、申請書提出前に再度ご確認ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 要否 | 必要書類 | 部数 | 備考 |
| １ | ○ | 許可申請書（許可指令書） | ３ |  |
| ２ | ○ | 許可申請書（別添） | １ |  |
| ３ | ○ | 登記事項証明書（受付日３カ月以内のもの。全部事項証明に限る。） | １ | 権利を取得しようとする全農地分が必要。法務局で申請してください |
| ４ |  | 定款又は寄付行為の写し | １ | 権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付。 |
| ５ |  | 組合員名簿又は株主名簿の写し | １ | 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。 |
| ６ |  | 農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し | １ | 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。 |
| ７ |  | 議決権の総数の４分の３以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証する書面又は議決権の総数の過半を占める地方公共団体等の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めることを証する書面。 | 　　　１ | 権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養を合理化のための事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の場合のみ添付。　 |
| 番号 | 要否 | 必要書類 | 部数 | 備考 |
| ８ |  | 農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し | １ | 農地法第３条第３項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。 |
| ９ |  | 景観法第５６条第２項の規定による市長村長の指定を受けたことを証明する書面 | １ | 権利を取得しようとする者が景観法第９２条第１項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。 |
| 10 |  | 申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど） | １ | 権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。 |
| 11 | ○ | 位置図 | １ | 申請農地の場所がわかるように印を付けること。 |
| ○ | 公図 | １ | 権利を取得しようとする全農地分が必要。法務局で申請してください |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※１　「要否」の確認は事前に農業委員会におたずねください。

※２　11番の書類は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者（農業委員会）が判断した書類

を個別に記入してください。